

徳島県個人情報保護審査会答申第72号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年2月10日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私と県（保健福祉環境部美波）〇〇〇との平成〇年〇月〇日（〇）～〇日（〇）電話での長寿いわい金についてやりとりがわかる文章」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年2月23日、実施機関は、請求に係る保有個人情報を作成しておらず、保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年3月3日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年7月7日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

〇〇〇が電話のたびにゆうことがちがう

2 審査請求の理由

電話でゆったことばをのこしときべきである

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

本件請求は、審査請求人と「県（保健福祉環境部美波）〇〇〇（以下「当該職員」という。）との平成〇年〇月〇日（〇）～〇日（〇）の電話での長寿いわい金についてやりとり」が分かる保有個人情報について、開示を求めるものであるが、平成〇年〇月〇日（〇）から同月〇日（〇）までの間に審査請求人から実施機関に対する電話があった事実は認められないことから、本件請求に係る個人情報を作成しておらず、不存在である。

以上により、本件請求に係る個人情報を保有しておらず、条例第15条第2号の規定により開示請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を作成しておらず、不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報は、平成〇年〇月〇日から同月〇日の間に、審査請求人と当該職員が、長寿いわい金について電話でやり取りした内容を記録した文書と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

ア 実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日（〇）から同月〇日（〇）までの間に審査請求人から実施機関に対する電話があった事実は認められないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、電話の対応内容の記録自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。

ウ 実施機関は、電話があった事実は認められないと説明しており、審査請求人と当該職員との電話でのやり取りの有無については明らかとはいえない。仮に、電話でのやり取りがあったとしても、その対応内容の記録は、必ずしも作成すべき文書とはいえず、また、審査請求人から文書の存在を窺わせる根拠も示されていないため、本件請求に係る保有個人情報を作成していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 7月 7日	諮 問
平成30年 5月15日	審 議 (第100回審査会)
6月21日	審 議 (第101回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者